

2024年立憲民主党女性議員ネットワーク 総会議案書

1 開会

挨拶

村上裕子女性議員ネットワーク代表（札幌市議）

渡辺創組織委員会副委員長

2 議事

報告第1号 2023年活動報告 <2P>

議案第1号 2024年活動方針（案） <5P>

議案第2号 立憲民主党女性議員ネットワーク規約（案） <6P>

議案第3号 2024年役員体制（案） <9P>

3 閉会

報告第1号 2023年活動報告

1 活動報告

2023年6月17日の総会で了承された議案に基づき女性自治体議員の横の連携を深め、エンパワーメントになるような活動を、役員にて調整しました。結果として自治体議員ネットワークと合同の夏季研修会のみで開催となりましたが、前段の交流会にご参加いただいた方の満足度はたかく、女性議員ネットワークとしての活動の場を欲していることを改めて感じる事ができました。自治体議員ネットワークや党ジェンダー平等推進本部と連携し、女性議員ネットワークの活動が充実するよう取り組んでまいります。

2 2022年度活動実績

(1) 総会

2023年6月17日

(2) 運営委員会

開催できず

(3) 役員会(5回)

2023年7月25日、8月2日、8月8日、12月10日、2024年1月10日

(4) 党役員との意見交換会

開催できず

(5) 研修会

2023年8月2-3日 夏季研修会

8月2日

全体講演① 泉代表より挨拶(30分)、岡田幹事長より挨拶(15分)

代表および幹事長との意見交換(20分)

全体講演② 「地方議会改革から政治を変える」

講師:北川正恭早稲田大学名誉教授(元三重県知事)

全体意見交換 「立憲民主党が重視すべき政策」 グループワーク、長妻政調会長と意見交換

8月3日

分科会①

法政大学大学院公共政策研究科 鏡諭先生	「介護保険事業計画の国の動向を受けて自治体が対応すべき課題について」(仮)
東洋大学名誉教授 森田明美先生	「子どもの権利の視点を自治体で活かす」
ネクスト内閣府担当大臣 杉尾秀哉 参議院議員	「マイナンバーに関する問題点と立憲の政策、自治体への影響」(仮)

分科会②

ネクスト農林水産副大臣 徳永エリ 参議院議員	「立憲民主党が目指す農業政策」
担当:河合洋介 愛知県議 弁護士:藤原のりまさ(愛知 10 区総支部長)	「自治体議員が望む公選法改正」
アイズプラス代表取締役 池照佳代(いけてる・かよ)氏	「自分と周りを元気にする「感情マネジメント」のススメ」

(6)その他

2023年8月2日 ランチミーティング

開催方法:リアルとオンラインの併用

会場:参議院議員会館 1階講堂(東京都千代田区永田町2-1-1)

内容:女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて、皆さんと考え、アクションにつなげる

講師:浅倉むつ子氏(早稲田大学名誉教授・女性差別撤廃条約実現アクション共同代表)

グループワーク:各々の議会や地域での課題について報告・情報交換行い、交流した。

2 現状の女性自治体議員数 (2024年1月9日現在)

「女性議員ネットワーク」は、立憲民主党に所属する全国341人の女性自治体議員によって構成されています。昨年の総会での公開データ(2023年6月5日時点)と比較すると、統一地方選の後の人数比にはなりますが、女性議員のシェアは27.27%から27.52%に拡大しています。女性自治体議員数のさらなる拡大、ゼロ県連の解消は引き続き女性議員ネットワークの重要な課題となっています。

■都道府県別女性自治体議員数について

(北海道) 44

(東北) 青森 4・岩手 3・宮城 13・秋田 5・山形 4・福島 3

(北関東) 茨城 3・栃木 3・群馬 5・埼玉 22

(南関東) 千葉 16・神奈川 34・山梨 4

(東京) 66

(北信越) 新潟 2・富山 2・石川 1・福井 0・長野 6

(東海) 岐阜 2・静岡 3・愛知 8・三重 1

(近畿) 滋賀 3・京都 4・大阪 9・兵庫 10・奈良 1・和歌山 1

(中国) 鳥取 5・島根 2・岡山 3・広島 0・山口 1

(四国) 徳島 1・香川 6・愛媛 4・高知 0

(九州) 福岡 15・佐賀 2・長崎 4・熊本 1・大分 2・宮崎 4・鹿児島 5・沖縄 4

2023年役員

代表：	村上裕子	(北海道札幌市議会議員)
副代表：	姫野敦子	(山口県岩国市議会議員)
	饗庭敦子	(長崎県議会議員)
事務局長：	阿部祐美子	(東京都議会議員)
事務局次長：	うすい愛子	(東京都北区議会議員)
	伊藤めぐみ	(兵庫県神戸市会議員)
ブロック幹事：	武田恵子	(山形県酒田市議会議員)
	佐竹百里	(神奈川県綾瀬市議会議員)
	高橋聡子	(新潟市議会議員)
	上野雅美	(愛知県北名古屋市議会議員)
	池田美恵	(愛媛県松山市議会議員)
	うつのみや陽子	(大分県大分市議会議員)

議案第1号 2024年活動方針(案)

■議案 2024年活動方針(案)

1 基本理念

女性議員比率は上昇し、女性首長の誕生も注目されています。しかし、いまだパリテには程遠く、女性議員がいない、または1人しかいない「ゼロワン議会」も少なくありません。

私たち立憲民主党女性議員ネットワークは、女性議員の拡大は、地方議会の多様性確保の1ステップとして不可欠であるとの認識のもと、女性議員を増やす・ともに学ぶ・支え合うために、シスターフッドを発揮していきます。また、国会議員や自治体議員ネットワークとも連携しながら、自治体の枠をこえた交流の場づくり、新人女性議員を念頭においた研修や情報交換などの活動を進めます。

2 基本計画

政策研修会と交流会

- ・夏季研修会を開催します。
- ・新人を念頭に置いた研修や情報交換をおこないます。
- ・多様なテーマで気軽に話せる交流の場を定期的に開催します。テーマ持ち込みやブロックでの開催にも取り組みます。

アクション

- ・ジェンダーや女性に関わる意見書提出などに歩調を合わせて取り組みます。
- ・ジェンダーに関わる課題について、必要に応じて党に対し提言を行います。
- ・選挙における女性候補者への応援を促します

その他

- ・国会議員、特にジェンダー平等推進本部との連携を深めます。
- ・自治体議員ネットワークとの連携・協力を引き続き進めます。
- ・女性議員ネットワークの取り組みについて、立憲ウェブサイト等により広報・発信に努めます。

3 スケジュール案

5月、世話人会または運営委員会 夏の研修会の企画、地域情報共有など

7-8月 全国研修会(リアル、オンライン)

※立候補地があれば東京以外での開催も検討します。

10月 世話人会または運営委員会 次年度活動方針、次期役員の検討、地域情報共有など

12-1月 総会、新規役員選出、活動計画議決など

※政策研修会、自治体議員NWや党ジェンダー平等推進本部など国政との連携は適時開催。

議案第 2 号 立憲民主党女性議員ネットワーク規約(案)

立憲民主党女性議員ネットワーク規約 (案)

(名称および設立の経緯)

第一条 本会は立憲民主党女性議員ネットワークと称する。2020年12月9日に開催された第9回本部常任幹事会において承認され、同年12月25日の総会において立憲民主党のもとに設立されたものである。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町1-11-1 立憲民主党本部に置く。

(目的)

第三条 本会は、立憲民主党規約第36条にもとづく党所属の女性自治体議員による議員団であり、女性自治体議員が地域を基盤に全国と緩やかにつながるプラットフォームとして、ジェンダー視点をもった政治への変革を進めることを目的とする。

(活動)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 党幹事長に対して、党運営について、提言を行う
- (2) 党政務調査会長に対して、政策について、提言を行う
- (3) 研修会の開催、視察・調査の実施
- (4) 政策についての調査、意見交換会
- (5) その他、目的を達成するための活動

(構成員)

第五条 本会の構成員は立憲民主党の党籍を有する女性自治体議員とする。

(組織)

第六条 本会に下記の組織を置く。

- (1) 世話人会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

(世話人会)

第七条 世話人会は、立憲民主党の都道府県連ごとに選出された1名を世話人として、構成する。(北海道、神奈川は2名、東京は3名とする。)

(運営委員会)

第八条 運営委員会は、世話人の中から衆議院議員選挙の比例ブロックごとに2名の運営委員を選出し、構成する。(北海道は世話人=運営委員=2名、東京は世話人=運営委員=3名、神奈川は世話人=運営委員=2名・南関東ブロックの運営委員=3名、とする)

(役員会)

第九条 役員会は、比例ブロックから選出された運営委員のうち、1名または2名を役員として構成する。

2 役員会には、次に掲げる役員を置くことができる。

- (1) 代表：1名
- (2) 副代表：若干名
- (3) 事務局長：1名
- (4) 事務局次長：若干名
- (5) 幹事：若干名

3 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事及びその他、本会の運営に関することを議決する。

(任期)

第十条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合は、同じブロックの運営委員が後継役員となることができる。
- 3 後継役員の任期は、前任者と同じとする。
- 4 世話人、運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第十一条 本会の最高意思決定機関は総会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 3 通常総会は、年に一回、冬季に開催する。
- 4 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。
- 5 総会の構成は、第五条の者をもって組織する。

(総会の審議事項)

第十二条 総会は次の各号を審議する。

- (1) 事業報告、事業計画
- (2) 規約の変更
- (3) 役員選任と解任
- (4) その他運営に関する必要事項

(総会の開催)

第十三条 総会は代表が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 過半数の世話人から請求があったとき

(議決)

第十四条 総会の議事は、出席した者の過半数をもって決とする。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第十五条 総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 審議事項及び議決結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (5) その他
- 2 第五条の者が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

(世話人会・運営委員会・役員会の開催)

第十六条 世話人会、運営委員会、並びに役員会は、必要に応じて開催する。

附則

この規約は、2024年1月〇〇日から施行する。

(運営細則)

1. 自治体議員ネットワーク等と双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、自治体議員ネットワーク役員等の陪席を必要に応じて要請する。
2. 研修会は、ブロック単位でも開催することができる。
3. 研修会などへの無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加については、その都度、役員会で協議し決定する。

議案第 3 号 2024 年役員体制(案)

2024 年役員

(口頭によるご提案)

代表(1名)

副代表(若干名)

事務局長(1名)

事務局次長(若干名)

幹事(若干名)

以上